

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本理念

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。

2. 感染対策のための委員会等の基本方針

院長が積極的に感染対策に関わり、院内感染対策のための組織として、院内感染対策委員会、感染制御部（ICT、AST）、ICT部会を設置する。これらの組織が中心となって、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動をする。院内対策委員会は院長の諮問機関であり、検討した諮問事項は院長に答申され、運営会議での検討を経て日常業務化する。感染制御部は院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、院長が一定の権限を委譲し、同時に義務を課し、組織横断的に活動する。委員会の規定・役割・構成員については院内感染防止対策マニュアル内に定める。

（1）院内感染対策委員会

院内感染の予防対策について、立案、実施計画等を審議し、院内感染の予防を図ることを目的とする。

（2）感染制御部（ICT）

院内感染発生状況の把握と分析を行う。週1回以上の各職場のラウンドを行い、現場の改善に関する介入、現場の教育/啓発、アウトブレイクの制圧に当たる。院内感染対策に関して職員の教育・啓蒙及び感染対策マニュアルの作成を行う。

（3）抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

院内抗菌薬使用状況を評価し、抗菌薬を適切に使用するための支援を行う。

（4）ICT部会（感染制御チーム部会）

ICTと現場とのつなぎ役を任務とし、院内感染発生状況の把握や感染防止対策の実践、指導を行う。また、院内感染と疑われる症例の報告や必要に応じてサーベイランスの補助を行う。

3. 職員研修に関する基本方針

就職時の初期研修は、ICT或いはそれにかかる十分な実務経験を有する指導者が適切に行う。全職員対象の感染管理研修は、年2回程度開催し、すべての職員が研修を受講できるように努める。また、必要に応じて臨時の研修を行う。

4. 感染症の発生時の対応と状況報告に関する基本方針

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するサーベイランスを実施することにより、日常的な発生状況の把握と異常の早期発見、他の医療施設との比較や問題点を浮き彫りにすることを目的とし、その結果を感染対策に生かす。アウトブレイクあるいは深刻な感染症事例（当該患者のみならず、他の患者や職員、病院機能に大きな影響を与える感染症）発生時は、迅速に協議を行い、対応する。

5. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項については、院内掲示を行うことにより閲覧ができるようにする。

また、感染症発生時は、「院内感染拡大防止」及び「感染症治療の徹底」を図るため患者家族へ十分な情報提供を行い、対策に必要な協力を得る。

6. その他の院内感染対策の推進のための基本方針

院内職員に必要な感染具体的対策として「院内感染対策マニュアル」を整備し、各部署で随時閲覧できるようにしている。

医師会や保健所、地域の医療機関と連携を図り、地域の感染対策の質向上に努める。